

ファームステイ補償制度

ファームステイ補償保険
ファームステイインストラクター保険

賠償責任保険普通保険約款 / 施設所有(管理)者特別約款 / 農泊補償特約(日本ファームステイ協会用) / 見舞費用補償特約
賠償責任保険普通保険約款 / 施設所有(管理)者特別約款 / 農業指導者補償特約(日本ファームステイ協会用) / 見舞費用補償特約

農泊の受入農林漁家の皆さまが安心して宿泊者をお迎えするために、
また、宿泊者に安心して農泊を楽しんでいただくために、
農泊にかかるリスクをカバーします！



農泊時の 賠償責任

宿泊施設で宿泊者にケガ
をさせてしまったら…

宿泊者に食中毒が
出たら…



ファームステイ インストラクター の補償

体験中に事故が
あったら…

宿泊者から
預かった荷物が
盗まれて
しまったら…



I. ファームステイ補償制度

1. ファームステイ補償保険 農泊に関わる賠償リスクを補償

ファームステイ補償保険の特長

農林漁家民宿等宿泊施設(※①)のうち、宿泊施設、宿泊サービスにかかる賠償リスクはファームステイ補償保険で補償します。宿泊施設や生産物によって生じた宿泊者のケガに対して支払う見舞金等を「見舞費用補償特約」で補償します。

※①旅館業法上の簡易宿所営業、住宅宿泊事業法の住宅宿泊事業者、教育民泊等(県民例等自治体ルールに従うもの)により、一時的な宿泊・滞在施設として利用する住宅・居室とし、旅館業法上の旅館・ホテル営業を除きます。

- 保険契約者：日本ファームステイ協会
- 保険期間：2024年7月1日～2025年7月1日
翌年度の満期対応に関しては、別途ご案内いたします。
- 被保険者：日本ファームステイ協会会員
保険証券記載の記名被保険者のほか、被保険者の使用人、従業員、手伝い人等の被保険者の仕事に従事する者を含みます。
- 保険申込期間：2024年5月～2025年1月中旬

構成

施設賠償責任 **見舞費用付き** + 生産物賠償責任 **見舞費用付き** (+受託物補償(※②))

対人事故が発生し賠償責任に対する保険金を支払う場合、被保険者が支払った見舞費用も補償されます。

※②受託物補償は加入・未加入を選択できます。

● 支払限度額：

施設賠償責任・生産物賠償責任 (記名被保険者ごと・保険期間中共通支払限度額) **1億円** (自己負担額：0円) (見舞費用：P.5参照)

受託物補償 (記名被保険者ごと・保険期間中支払限度額) **100万円** (自己負担額：0円) (オプション)

※保険期間中の総支払限度額は1億円です。

年間保険料

保険料は、農泊に使用する面積により決定します。301m²以上は個別に試算します。

農泊使用面積(※③)	パターン B	パターン A	
	基本補償内容 施設・生産物補償 (支払限度額 1億円)	オプション 受託物 (支払限度額 100万円)	基本補償 + オプション 合計保険料
～50m ²	5,250円	1,450円	6,700円
51～75m ²	7,880円	2,180円	10,060円
76～100m ²	10,500円	2,900円	13,400円
101～200m ²	21,010円	5,800円	26,810円
201～300m ²	31,510円	8,700円	40,210円

※③農泊使用面積

建物のうち農泊に使用する面積(就寝する部屋、食事をするリビング、風呂・トイレなど)です。農泊に使用する面積の算出が困難な場合は、建物の総面積×70%を農泊使用面積とします。

保険期間中に農泊使用面積が増減した場合にも保険料の追徴・返戻は行いません。

こんな時に保険金をお支払いします

パターン A・B 共通

基本補償

<宿泊施設に関するリスク>

- ・宿泊施設の家具が倒れ、宿泊者がケガをした。
- ・浴場の蛇口の故障を放置しており、飛び出した熱湯によって宿泊者がやけどをした。
- ・料理の配膳中に誤って皿を落とし、宿泊者の衣服を汚した。
- ・階段の手すりが老朽化しており、宿泊者が手をかけた際に手すりが外れ転落してケガをした。

▶施設賠償責任



<宿泊中の飲食物に関するリスク>

- ・提供した食事によって食中毒が発生した。
- ・提供した野草が有毒で、宿泊者が病院で治療を受けた。

▶生産物賠償責任



<もしもの時の被害者へのお詫びにかかる見舞金>

- ・提供した食事によって食中毒が発生し、見舞金を支払った。

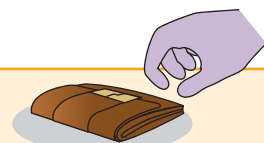
▶見舞費用

パターン A

<宿泊者から預かる荷物に関するリスク>

- ・宿泊施設に泥棒が入り、宿泊者から預かっていた荷物の財布・現金が盗まれた。

▶受託物補償 (オプション)

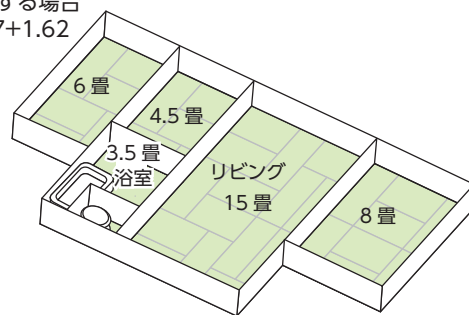


賠償責任保険では、保険会社にご加入者に代わり示談交渉を行うことはできませんのでご注意ください。

農泊使用面積の算出イメージ

区分	面積		部屋数	面積合計 (m ²)
	畳数	m ²		
基準	1.00	1.62		
居室	4.50	7.29	1	7.29
	6.00	9.72	2	19.44
	8.00	12.96	1	12.96
リビング	15.00	24.30	1	24.30
浴室	3.50	5.67	1	5.67
トイレ	1.00	1.62	2	3.24
キッチン	5.00	8.10	1	8.10
合計				81.00

たとえば、使用する範囲を居室3部屋(4.5畳、6畳、8畳を1室ずつ)と、リビング・浴室・トイレ各1室とする場合
 $7.29+9.72+12.96+24.30+5.67+1.62=61.56$ となり、
農泊使用面積は 61.56m² です。



保険料は、**パターンA** (施設・生産物補償+受託物補償) の場合 10,060円となります。

ファームステイ補償保険は、7月1日以降翌年2月1日まで、毎月1日を始期日として中途加入が可能です。保険終期日は、補償開始後に初めて到来する7月1日です。中途加入時の保険料は下表の通りです。

中途加入保険料

パターンA (施設・生産物補償+受託物補償)

農泊使用面積	始期	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	2月1日
~ 50m ²		6,150円	5,590円	5,030円	4,460円	3,910円	3,370円	2,790円
51 ~ 75m ²		9,230円	8,390円	7,560円	6,700円	5,870円	5,040円	4,190円
76 ~ 100m ²		12,280円	11,170円	10,060円	8,940円	7,820円	6,710円	5,580円
101 ~ 200m ²		24,570円	22,350円	20,110円	17,880円	15,640円	13,420円	11,170円
201 ~ 300m ²		36,860円	33,510円	30,170円	26,810円	23,470円	20,110円	16,760円

パターンB (施設・生産物補償)

農泊使用面積	始期	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	2月1日
~ 50m ²		4,820円	4,380円	3,940円	3,490円	3,060円	2,640円	2,190円
51 ~ 75m ²		7,230円	6,570円	5,920円	5,250円	4,600円	3,950円	3,280円
76 ~ 100m ²		9,620円	8,750円	7,880円	7,010円	6,130円	5,260円	4,370円
101 ~ 200m ²		19,250円	17,520円	15,760円	14,010円	12,260円	10,520円	8,750円
201 ~ 300m ²		28,880円	26,260円	23,640円	21,010円	18,390円	15,760円	13,130円

※保険期間の途中で加入パターンを変更 (B⇒Aなど) はできません。一度、脱退 (解約) のうえ、新たに中途加入していただきます。

2. ファームステイインストラクター保険

ファームステイ補償保険に加入されるお客さま専用の
ファームステイインストラクターの補償

ファームステイインストラクター保険の特長

指導者の指導ミスなどにより参加者にケガをさせたり、農業体験中に提供した食事で食中毒をおこし入院・通院の費用がかかったことにより、法律上の賠償責任を負った場合に生じる損害賠償金や争訟費用等を補償します。ファームステイ補償保険に加入されるお客さま専用の保険です。ファームステイインストラクター保険単独ではご加入いただけません。

- 保険契約者：日本ファームステイ協会
- 保険期間：2024年7月1日～2025年7月1日
翌年度の満期対応に関しては、別途ご案内いたします。
- 保険申込期間：2024年5月～2025年1月中旬
- 被保険者：日本ファームステイ協会会員
保険証券記載の記名被保険者のほか、被保険者の使用人、従業員、手伝い人等の被保険者の仕事に従事する者を含みます。

構成 施設賠償責任 **見舞費用付き** + 生産物賠償責任(※①) **見舞費用付き**

※① 生産物賠償責任補償は加入・未加入を選択できます。

● 支払限度額：施設賠償責任・生産物賠償責任 (1事故・保険期間中共通支払限度額) **1億円** (自己負担額0円)

年間保険料

食事提供の有無	補償内容 (支払限度額 1億円)	保険料
パターンC 食事提供あり	施設・生産物補償	3,490円
パターンD 食事提供なし	施設補償のみ・ 生産物補償対象外	2,530円

保険期間中にインストラクターが増減した場合にも保険料の追徴・返戻は行いません。

こんな時に保険金をお支払いします

パターンC・D 共通

<農業体験の指導・援助等の仕事に起因するリスク>

- ・農業体験中に指導ミスで参加者にケガをさせた。
- ・農業体験中に指導者が誤って第三者にケガをさせた。▶ **施設賠償責任**

<もしもの時の被害者へのお詫びにかかる見舞金>

- ・入院中の被害者へのお詫びにかかる見舞金を支払った。▶ **見舞費用**



パターンC

<農業体験中の飲食物に関するリスク>

- ・提供した食事によって食中毒が発生した。
- ・提供した野草が有毒で、宿泊者が病院で治療を受けた。▶ **生産物賠償責任**



賠償責任保険では、保険会社がお加入者に代わり示談交渉を行うことはできませんのでご注意ください。

想定される“農業体験”とは

次のような作業を想定しています。

- 田んぼや畑での種まき指導 ● 稲刈りや野菜の収穫指導 ● 山菜取り、きのこ狩り、栗拾いなどの指導 ● 果物狩りの指導 ● 牛の乳搾りの指導 ● バターづくりの指導 ● かまどを使用した調理の指導 ● 伝統工芸品づくりの指導 など

ポイント1 農泊事業者の施設に限ります。

ポイント2 農耕作業用小型特殊自動車(※①) および搭乗装置のない農耕作業用の原動機付自転車(※②、③)、農業用の動物の所有・使用・管理に起因する賠償責任についても保険金をお支払します。

※① 「農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機および国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車」のうち、最高時速が35km未満のものをいいます。

※② ペダルまたはハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する原動機付きの二輪以上の農機具で、芝刈機、除雪機などが該当します。

※③ 農耕作業用小型特殊自動車、搭乗装置のない農耕作業用の原動機付自転車の公道等走行に起因する賠償責任は対象外です。



ファームステイインストラクター保険は、7月1日以降翌年2月1日まで、毎月1日を始期日として中途加入が可能です。保険終期日は、補償開始後に初めて到来する7月1日です。中途加入時の保険料は下表の通りです。

中途加入保険料

パターン \ 始期	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	2月1日
C(食事提供あり)	3,210円	2,910円	2,620円	2,330円	2,040円	1,760円	1,450円
D(食事提供なし)	2,320円	2,110円	1,900円	1,700円	1,480円	1,280円	1,050円

※保険期間の途中で加入パターンを変更(D⇒Cなど)はできません。

Ⅱ. その他

アクティビティインストラクターの補償

ファームステイ補償保険に加入されるお客さまで漁業・林業・アクティビティに係る指導に関する保険にご加入を希望される場合は別途ご相談ください。アクティビティインストラクターの補償単独ではご加入いただけません。

なお、アクティビティインストラクターの補償は団体制度ではなく個人契約です。加入希望を元に代理店にて引受審査を実施し、審査結果や保険料をお伝えします。加入意思の確認がとれた場合は、別途申込書の作成を行いご契約となります。

アクティビティインストラクターの補償について

指導者の指導ミスなどにより参加者にケガをさせたり、アクティビティ中に提供した食事で食中毒をおこし入院・通院の費用がかかったことにより、法律上の賠償責任を負った場合に生じる損害賠償金や争訟費用等を補償します。

- 保険契約者・被保険者：ファームステイ協会会員である指導者 1 名ごと
翌年度の満期対応に関しては、別途ご案内いたします。

構成 施設賠償責任 見舞費用付き + 生産物賠償責任(※①) 見舞費用付き

※① 生産物賠償責任補償は加入・未加入を選択できます。

● 付帯特約：共通支払限度額特約、見舞費用補償特約 ● 保険料算出基礎：インストラクター数

- 支払限度額：施設賠償責任（1 事故共通支払限度額）1 億円（自己負担額 0 円）

生産物賠償責任（1 事故・保険期間中共通支払限度額）1 億円（自己負担額 0 円）

対象となる体験・アクティビティ

対象となる林業体験、漁業体験、アクティビティは次の通りです。ご契約にあたっては、体験・アクティビティの詳細を確認し、個別に引受審査を行います。リスクの高い体験・アクティビティはご加入いただけません。

各種インストラクター認証制度において認定を受け、かつ認定期間内である方に限りご相談を承ります。1人の指導者が複数の体験を指導する場合は、すべての体験の明記と、その資格証や受講証明の提出をお願いすることになります。

① 対象となる林業体験、漁業体験、アクティビティ

保険料例（指導者1名、提供する食事の年間売上高が100万円の場合） 施設のみ：6,630 円 / 施設+生産物：8,490 円

1 人の指導者が複数の体験を指導する場合も保険料は変わりません。

林業体験

- ・新植（苗木を植える）
- ・雑草取り（草刈り機、草刈り鎌）
- ・枝打ち、間伐（手動ノコギリ）
- ・薪割り（手斧、鉈、ナイフ、タガネ、クサビ、薪割り機）

漁業体験（漁村体験）

- ・防波堤等での釣り
 - ・浜辺での地引網の引き上げ
 - ・養魚センター等での魚への餌やり
 - ・岩のり採取
 - ・ホタルイカ掬い
- ・市場セリ見学
 - ・魚のさばき体験・調理（刃物・火器あり）

アクティビティ

- ・トレッキングおよびウォーキング
- ・サイクリング

各種インストラクター認証制度例

- CONE トレーナー ● グリーン・ツーリズム インストラクター
- 上記のほか、事故を予防するための安全管理の講習を受けたことを確認できる受講証 など

② ご相談を受け付けるアクティビティ

- ・スキー、スノーシューなどの雪上アクティビティ
- ・カヌー、カヤック、サップなどの水上アクティビティ

各種インストラクター認証資格制度例

- 全日本スキー連盟の認定する指導資格 ● 一般社団法人 日本セーフティパドリング協会が認定するインストラクター、ガイド資格
- 上記のほか、事故を予防するための安全管理の講習を受けたことを確認できる受講証 など

③ 引受できないアクティビティ

- ・スキューバダイビング、スカイダイビング、山岳登坂、パラグライダー、ラフティング、キャニオニング、水上スキー、パラセール、ボート、ヨット等
- ・林業体験のうち、機械を利用するもの（電動ノコギリ、チェーンソー等）
- ・漁業体験のうち、船に乗るもの（体験場所までの移動のために乗船する場合は、その体験を含め一律不可とします。例：港内・湾内の生け簀に移動して魚に餌やり等）

● ご注意いただきたい点

- ・アクティビティ指導を職業として行う個人を被保険者とします。
- ・危険度の高いアクティビティは引受けができません。
- ・アクティビティ中に生じた加害行為については、必ずしも指導責任が問われるわけではなく、保険金が支払えない場合があります。

こんな時に保険金をお支払いします

<アクティビティの指導・援助等の仕事に起因するリスク>

- ・アクティビティ中に指導ミスで参加者にケガをさせた。
- ・アクティビティ中の作業中に誤って第三者にケガをさせた。

▶ 施設賠償責任

<アクティビティ中の飲食物に関するリスク>

- ・提供した食事によって食中毒が発生した。
- ・提供した野草が有毒で、宿泊者が病院で治療を受けた。▶ 生産物賠償責任

<もしもの時の被害者へのお詫びにかかる見舞金>

- ・入院中の被害者へのお詫びにかかる見舞金を支払った。▶ 見舞費用

賠償責任保険では、保険会社がお加入者に代わり示談交渉を行うことはできませんのでご注意ください。

Ⅲ. 補償の概要

保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額と内容		保険金をお支払いできない主な場合																				
賠償責任保険普通保険約款および施設所有（管理）者特別約款 ファームステイ補償特約（農泊補償特約） 農林漁家民宿等宿泊施設のうち、宿泊施設、宿泊サービスについて、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 施設にかかる事故 ● 宿泊施設の所有・使用・管理、または宿泊サービス業務の遂行に起因する賠償損害 <例> ① 宿泊施設内の家具が倒れ、宿泊者がケガをした。 ② 浴場で蛇口から突然熱湯が流出し、宿泊者がやけどした。 ③ 配膳中に皿を落とし、宿泊者の衣服を汚した。 ④ 宿泊施設内で飼い犬が宿泊者に噛み付いてケガをさせた。 など 生産物にかかる事故 ● 宿泊者のために用意した飲食物等に起因する賠償損害 <例> ・ 用意した食事による食中毒 など 受託物にかかる事故 ● 宿泊施設で保管または管理する宿泊者の財物に起因する賠償損害 <例> ・ 宿泊施設が盗難にあい、宿泊者から預かった荷物のカメラや現金が盗まれた。 など	ファームステイ補償特約（農泊補償特約） 共通 農業指導にかかる次のような賠償損害について、保険金をお支払いします。 ● 農泊利用者が体験する農業の指導・援助等の仕事に起因する賠償損害 <例> ① 農業体験中に指導ミスで参加者にケガをさせた。 ② 農業体験中に誤って第三者にケガをさせた。 ③ 農泊利用者が牛乳の乳搾りを体験中、牛に蹴られてケガをした。 など パターンCの場合のみ ● 農泊利用者の農業体験中に提供する飲食物に起因する賠償損害 <例> ・ 用意した食事による食中毒 など	(1) 保険金の種類・支払方法 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">保険金の種類</th> <th>支払方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>損害賠償金</td> <td>① 損害賠償金 被保険者が被害者への賠償債務の弁済のために支払う金額</td> <td>被害者へ賠償債務を弁済したときに、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。</td> </tr> <tr> <td>費用損害</td> <td>② 損害防止費用 損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる費用</td> <td>①と合算して、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③ 応急手当等費用 損害防止費用を支出後に賠償責任が発生しなかったことが判明した場合に応急手当、護送、診療、治療、看護、その他の緊急措置に要した費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>④ 争訟費用 訴訟、弁護士報酬、仲裁、和解、調停等に要した費用または権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用</td> <td>支払限度額の外枠でお支払いします。ただし、①の金額が支払限度額を超えた場合には、その割合に応じてお支払いします。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑤ 保険会社への協力費用 保険会社が直接被害者と折衝する場合に、被保険者が協力するに際して支出した費用</td> <td>支払限度額の外枠でお支払いします。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑥ 示談交渉費用 被保険者が保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用</td> <td>支払限度額の外枠でお支払いします。</td> </tr> </tbody> </table>	保険金の種類		支払方法	損害賠償金	① 損害賠償金 被保険者が被害者への賠償債務の弁済のために支払う金額	被害者へ賠償債務を弁済したときに、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。	費用損害	② 損害防止費用 損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる費用	①と合算して、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。		③ 応急手当等費用 損害防止費用を支出後に賠償責任が発生しなかったことが判明した場合に応急手当、護送、診療、治療、看護、その他の緊急措置に要した費用			④ 争訟費用 訴訟、弁護士報酬、仲裁、和解、調停等に要した費用または権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。ただし、①の金額が支払限度額を超えた場合には、その割合に応じてお支払いします。		⑤ 保険会社への協力費用 保険会社が直接被害者と折衝する場合に、被保険者が協力するに際して支出した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。		⑥ 示談交渉費用 被保険者が保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。	共通 ● 保険契約者（注）、被保険者（注）またはこれらの者の法定代理人の故意によって生じた賠償責任 （注） 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。 ● 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 ● 被保険者と同居する親族に対する賠償責任 ● 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任 ● 戦争（宣戦布告の有無を問いません。）、変乱、暴動、騒ぎよう、労働争議に起因する賠償責任 ● 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する賠償責任 ● 施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する賠償責任 ● サイバー攻撃により生じた事象に起因して負担する賠償責任 など 農泊補償特約・農業指導者補償特約 飲食物にかかる事故 ● 飲食物の欠陥に起因するその飲食物の損壊自体の賠償責任 ● 被保険者が故意または重大な過失により、法令に違反して製造または提供した飲食物に起因する賠償責任 など 農泊補償特約 受託物にかかる事故 ● 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による受託物の損壊に起因する賠償責任 ● 受託物が宿泊者に引き渡された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任 ● 受託物の使用不能に起因する損害 など 農業指導者補償特約 ● 宿泊サービスに起因する賠償責任 ● 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 など
			保険金の種類		支払方法																			
損害賠償金	① 損害賠償金 被保険者が被害者への賠償債務の弁済のために支払う金額	被害者へ賠償債務を弁済したときに、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。																						
費用損害	② 損害防止費用 損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる費用	①と合算して、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。																						
	③ 応急手当等費用 損害防止費用を支出後に賠償責任が発生しなかったことが判明した場合に応急手当、護送、診療、治療、看護、その他の緊急措置に要した費用																							
	④ 争訟費用 訴訟、弁護士報酬、仲裁、和解、調停等に要した費用または権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。ただし、①の金額が支払限度額を超えた場合には、その割合に応じてお支払いします。																						
	⑤ 保険会社への協力費用 保険会社が直接被害者と折衝する場合に、被保険者が協力するに際して支出した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。																						
	⑥ 示談交渉費用 被保険者が保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。																						
見舞費用補償特約 ● 対人事故が発生し、特別約款にもとづき賠償責任に対する保険金を支払う場合において、被保険者が慣習として支払う弔慰金・見舞金費用を補償します。	(2) 支払限度額 ① 記名被保険者ごと・保険期間中支払限度額（1億円）を限度として保険金をお支払いします。 ② 自己負担額の設定はありません。 （注） 宿泊施設での受託物にかかる損害については、保険期間中支払限度額の枠内で、記名被保険者ごとに保険期間中支払限度額（1億円）の1%（100万円）を上限に保険金をお支払いします。 (3) 先取特権 賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金（費用保険金は除きます。）について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利（先取特権）を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。	● 身体障害の程度に応じ、被害者1名につき次の額が限度となります。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>ア. 死亡</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>イ. 後遺障害</td> <td>障害の程度に応じ30万円の4～100%</td> </tr> <tr> <td>ウ. 入院</td> <td>・ 31日以上 : 10万円 ・ 15日以上30日以内 : 5万円 ・ 8日以上14日以内 : 3万円 ・ 7日以内 : 2万円</td> </tr> <tr> <td>エ. 通院</td> <td>・ 31日以上 : 5万円 ・ 15日以上30日以内 : 3万円 ・ 8日以上14日以内 : 2万円 ・ 7日以内 : 1万円</td> </tr> </tbody> </table>	ア. 死亡	30万円	イ. 後遺障害	障害の程度に応じ30万円の4～100%	ウ. 入院	・ 31日以上 : 10万円 ・ 15日以上30日以内 : 5万円 ・ 8日以上14日以内 : 3万円 ・ 7日以内 : 2万円	エ. 通院	・ 31日以上 : 5万円 ・ 15日以上30日以内 : 3万円 ・ 8日以上14日以内 : 2万円 ・ 7日以内 : 1万円														
ア. 死亡	30万円																							
イ. 後遺障害	障害の程度に応じ30万円の4～100%																							
ウ. 入院	・ 31日以上 : 10万円 ・ 15日以上30日以内 : 5万円 ・ 8日以上14日以内 : 3万円 ・ 7日以内 : 2万円																							
エ. 通院	・ 31日以上 : 5万円 ・ 15日以上30日以内 : 3万円 ・ 8日以上14日以内 : 2万円 ・ 7日以内 : 1万円																							

IV. 重要事項説明書

■ 契約概要のご説明

ファームステイ補償制度ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 制度の仕組み

この保険は、日本ファームステイ協会を保険契約者とし、日本ファームステイ協会会員および会員組織の構成員を保険の補償を受けられる方（以下「被保険者」といいます。）とする保険契約です。

(2) 商品の仕組み

この保険は、農林漁家民宿等宿泊施設が行う農泊、農泊利用者が体験する農業の指導・援助を対象として、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

この保険は、「賠償責任保険普通保険約款＋施設所有（管理）者特別約款」に以下のいずれかの特約を付帯してお引き受けします。

- ・ 農泊補償特約
- ・ 受託物危険補償対象外特約
- ・ 農業指導者補償特約
- ・ 生産物危険補償対象外特約

(3) 補償内容

① 保険金をお支払いする場合

P.5「保険金をお支払いする場合」をご参照ください。

② 保険金をお支払いできない主な場合

P.5「保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。

※いずれも主な内容を記載していますので、詳細は「賠償責任保険普通保険約款」「施設所有（管理）者特別約款」および付帯されるその他特約でご確認ください。詳しくは

取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

(4) 保険期間（保険のご契約期間）

毎年7月1日から1年間

7月1日以降翌年2月1日まで、毎月1日を始期日として中途加入が可能です。保険終期日は、補償開始後に初めて到来する7月1日です。

2. 加入プラン（支払限度額・保険料）

(1) ファームステイ補償保険

パンフレットP.1記載のパターンA・Bをご用意しております。施設賠償責任・生産物賠償責任の保険期間中共通支払限度額は、記名被保険者ごとに1億円です。受託物補償の保険期間中共通支払限度額は記名被保険者ごとに100万円です。※保険期間中の総支払限度額は1億円です。

(2) ファームステイインストラクター保険

パンフレットP.3記載のパターンC・Dをご用意しております。施設賠償責任・生産物賠償責任の1事故・保険期間中共通支払限度額は1億円です。

3. 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を現金で払い込む一時払となります。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 脱退時の返れい金の有無

この契約から脱退される場合は、取扱代理店までご連絡ください。なお、脱退に際しては、既に払込みいただいた保険料の一部を返れい金としてお支払いする場合がございます。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

■ 注意喚起情報のご説明

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

1. クーリングオフ制度

お申込み後であってもお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができる制度がありますが、この保険はクーリングオフの対象とはなりません。ご加入の際は、ご契約内容を十分にご確認ください。

2. 共同保険契約

この保険は複数の保険会社による共同保険契約です。各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個に保険契約上の責任を負います。また、幹事会社が他の保険会社の代理・代行として、保険料の受領、保険証券の発行、保険金の支払い、その他の事務を行います。

3. 他の保険契約

他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

4. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項（加入依頼書の記載上の注意事項）

ご加入に際し、保険会社が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。

この保険では加入依頼書に★印が付された項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

(2) ご加入後における留意事項（通知義務等）

① ご加入後に告知事項のうち一部の事項に変更が生じた場合に、遅滞なくご通知いただく義務（通知義務）があります。ご通知がない場合には、変更後に生じた事故による損害については、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。この保険では加入依頼書に☆印が付された項目がご通知いただく事項（通知事項）となりますので、ご注意ください。

② 事故が発生した場合は、すみやかにパンフレットに記載の連絡先までご連絡ください。

5. 保険責任の開始日時

(1) 保険責任は原則として保険期間の初日の午後4時に始まります。

(2) 保険期間が始まった後であっても、共栄火災が保険料を領収する前に生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

6. 保険契約の無効・取消し

(1) ご加入者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険に加入された場合は、ご契約は無効となります。この場合は、保険料は返還しません。

(2) ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって保険に加入された場合は、ご契約の取消しをさせていただきます。この場合は、保険料は返還しません。

7. 重大事由による保険契約の解除

ご加入後に次の事由が生じた場合には、ご契約を解除することがあります。また、その場合には保険金をお支払いできません。

① ご加入者または被保険者または保険金を受け取るべき方が保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせたことまたは生じさせようとしたこと

② 保険金の請求に関し、被保険者に詐欺行為があったことまたは詐欺行為を行おうとしたこと

③ ご加入者、被保険者が、暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められること

④ 上記①～③のほか、ご加入者、被保険者が、保険契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由を生じさせたこと

8. 補償重複に関するご注意

お客さまのご契約について、補償内容が同様の賠償責任保険契約（この保険以外のご契約にセットされる特約や共栄火災以外のご契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

9. 万一事故が発生した場合には

- (1)事故が発生した場合には、すみやかに取扱代理店にご連絡ください。
- (2)賠償事故にかかわる示談交渉は必ず共栄火災とご相談いただきながらおすすめてください。
- (3)保険金のご請求にあたっては、共栄火災が求める損害または傷害の程度を証明する書類および保険金の支払時期を確定するための書類をご提出していただきます。具体的な必要書類につきましては、保険金請求時にご案内します。
- (4)保険金請求権については、法律で定められた時効（保険金請求権の発生時の翌日から3年）がありますのでご注意ください。

■その他ご注意くださいこと

※ご加入者以外にこの保険の対象となる方がいらっしゃる場合には、その方にもここに記載していることがらをお伝えください。

1. ご加入時にご注意いただきたいこと

- (1)加入依頼書の内容は、お客さまのご意向に基づきご案内しています。加入依頼書の記載をあらためてご覧いただき、お申込みの内容がお客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。
- (2)損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明な点は共栄火災までご照会ください。

2. お客さまに関する情報の取扱いについて

(1)お客さまに関する情報の利用目的について

この保険契約のお申込みまたは事故の発生等に際して、お客さまよりご提供いただいた情報について、保険制度の健全な運営とお客さまに対するサービスの提供等のため、次の目的の達成に必要な範囲において利用させていただきます。

- 保険契約の引受、保険金の支払その他共栄火災の保険契約の履行および付帯サービスの提供
- 保険事故の調査（医療機関・当事者等の関係先に対する照会等を含みます）
- 共栄火災、共栄火災のグループ会社または提携先企業の保険商品・各種サービスの案内・提供

(2)お客さまに関する情報の第三者提供について

この保険契約のお申込みまたは事故の発生等に際して、お客

さまよりご提供いただいた情報について、保険制度の健全な運営のため、個人情報の保護に関する法律、その他の法令等に規定されている場合のほか、次の場合についても第三者に提供することがあります。

- 上記(1)に定める利用目的の範囲内において、共栄火災のグループ会社または提携先企業と共同利用する場合
- 保険契約の適正な引受、保険金の適正な支払および不適切な保険金の請求等を防止するため、損害保険会社等において、保険契約、保険事故、保険金請求または保険金支払等に関する情報を交換する場合
- 再保険契約の締結または再保険金の受領等のため、再保険取引先に対して再保険契約上必要な情報を提供する場合
- 質権設定・変更・抹消等の質権にかかわる事務・管理に必要な範囲内の情報を質権者等に提供する場合（本項目は質権が設定されている契約にのみ適用されます）
- 保険金の適正かつ迅速な支払を行うために必要な範囲内の情報を、医療機関・当事者等の関係先に提供する場合
- 保険契約の適正な引受、保険金の適正な支払および不適切な保険金の請求等を防止するため、保険契約に関する情報を一般社団法人日本損害保険協会に登録のうえ、損害保険会社等の間において共用する場合

10. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金および引れい金の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

詳しくは共栄火災海上保険株式会社のホームページ (<https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html>) をご覧ください。

- 詳しくは共栄火災海上保険株式会社のホームページ (<https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html>) をご覧ください。

詳しくは共栄火災海上保険株式会社のホームページ (<https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html>) をご覧ください。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・契約内容に関するお問い合わせ・ご相談・苦情、各種お手続き、保険料のお見積り等は、取扱代理店または共栄火災営業店にご連絡ください。

もしも事故が起こったら…

すみやかに下記までご連絡ください。

株式会社農協観光 事業推進部 旅行事業課 保険グループ
03-6436-8975 [通話料有料]
[受付時間] 平日 午前9:00～午後5:30

<指定紛争解決機関>

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター

0570-022-808 [ナビダイヤルー通話料有料]

[受付時間] 平日 午前9:15～午後5:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページ (<https://www.sonpo.or.jp/>) をご覧ください。

ご相談・お問い合わせは…

[取扱代理店]

株式会社農協観光

本社/〒143-0006 東京都大田区平和島6-1-1
(TRCアネックス1階)

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社

本店営業第二部/〒103-0027 東京都中央区日本橋1-19-1
(日本橋ダイヤビルディング8階)

[引受保険会社]

共栄火災海上保険株式会社

本社/〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6
ホームページ <https://www.kyoeikasai.co.jp/>

東京海上日動火災保険株式会社

本店/東京都千代田区大手町二丁目6番4号
ホームページ <https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>